

香川県と県内全市町からの重要なお知らせです

すべての事業主の皆さまに従業員の 個人住民税及び森林環境税を特別徴収していただきます。

香川県と県内全市町は、個人住民税及び森林環境税の特別徴収を徹底しています。事業主の皆さまにはご理解とご協力をお願いいたします。

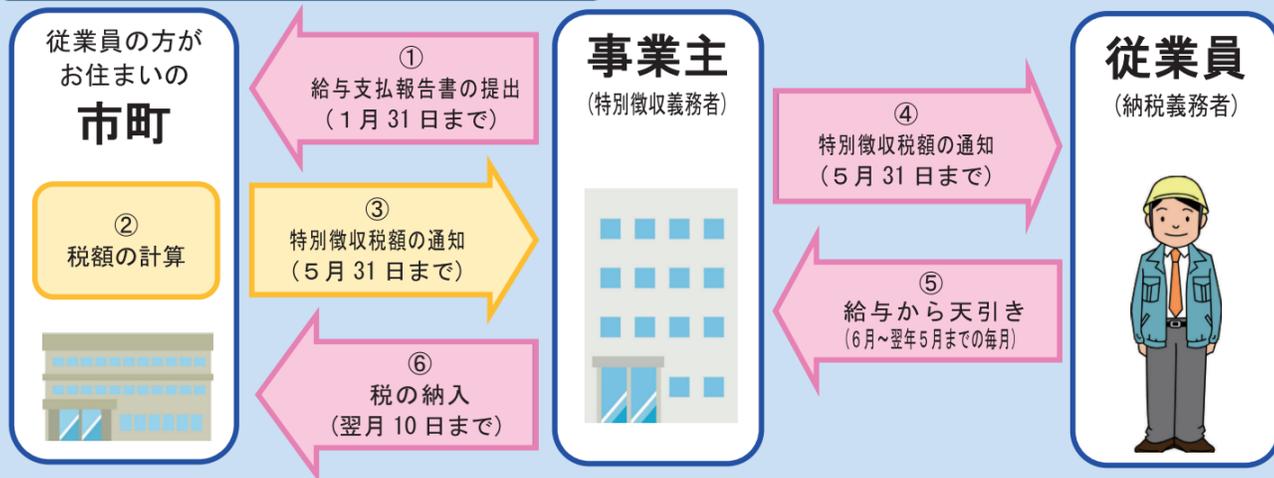
個人住民税及び森林環境税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税＋県民税）及び森林環境税を引き去り（給与天引きし）、納入していただく制度です。

地方税法及び各市町の条例等の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、所得税と同様、個人住民税及び森林環境税を特別徴収する義務があります。

原則、すべての従業員の方が対象となります。

特別徴収制度のしくみ



特別徴収に関するQ&A

- Q1 従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収をしなければなりませんか？
- A 従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として個人住民税及び森林環境税を特別徴収の方法によって徴収することになっています。
- Q2 従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが？
- A 所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税及び森林環境税を特別徴収しなければならないことになっています。従業員個々の希望により普通徴収を選択することができる制度ではありません。
- Q3 特別徴収のメリットはなんですか？
- A 毎月の給与から天引きされるため、従業員の方が納期ごとに金融機関等へ行く手間が省ける上、納め忘れがなくなります。また、普通徴収では年4回の支払いですが、特別徴収は12か月に分割して毎月の給与から天引きされますので、1回あたりの負担が少なくて済みます。

給与支払報告書のeLTAX等での提出義務基準について

令和3年1月以後に提出する給与支払報告書については、前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が100枚以上であるときは、eLTAX（エルタックス）または光ディスク等による提出が義務付けられました。また、令和9年1月以後は、提出義務基準が「30枚以上」に引き下げられます。

eLTAXによる電子申告・電子納税

- 特別徴収の手続きには、eLTAXの利用が便利です。
 - ・全国の市区町村に一括して申告・納付ができます。
 - ・給与支払報告書と源泉徴収票を一括して提出できます。
 - ・過去の納付情報を利用し、効率的にデータ作成できます。
 - ・金融機関の窓口等へ行く必要がなくなり、多様な納付方法が選択できます。（ダイレクト納付が便利です）

○eLTAXによる個人住民税（特別徴収）の電子申告・電子納付方法については、下記サイトをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/tokucho-flowchart/>



当面、普通徴収を認める場合

原則、すべての従業員の方が特別徴収の対象となりますが、以下の基準（普A～普F）のいずれかに該当する場合は、当面、例外的に普通徴収（従業員が市町から送付される納付書で納付する方法）が認められます。

- 普A 総従業員数が2人以下（普B～普Fの理由に該当するすべての従業員数（他市町村分を含む）を除いた人数。）
- 普B 他の事業所で特別徴収をされている方（乙欄該当者）
- 普C 給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方
- 普D 給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）
- 普E 事業専従者の方（個人事業主のみ対象）
- 普F 退職又は退職予定（5月末日まで）の方

※ 普通徴収とする場合は、給与支払報告書提出時に「普通徴収該当理由書」を併せて提出してください。また、個人別明細書の摘要欄に該当する記号（普A～普F）を記載してください。

（eLTAX等の電子媒体をご利用の場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力し、摘要欄に該当する略号を記入してください。なお、普通徴収該当理由書の添付は不要です。）

<お問合せ先>

| | | | |
|------------|----------------|-------------|----------------|
| 香川県総務部税務課 | ☎ 087-832-3068 | 香川県政策部自治振興課 | ☎ 087-832-3099 |
| 高松市（市民税課） | ☎ 087-839-2233 | 土庄町（税務課） | ☎ 0879-62-7001 |
| 丸亀市（税務課） | ☎ 0877-24-8857 | 小豆島町（税務課） | ☎ 0879-82-7003 |
| 坂出市（税務課） | ☎ 0877-44-5004 | 三木町（税務課） | ☎ 087-891-3305 |
| 善通寺市（税務課） | ☎ 0877-63-6305 | 直島町（税務課） | ☎ 087-892-2296 |
| 観音寺市（税務課） | ☎ 0875-23-3922 | 宇多津町（税務課） | ☎ 0877-49-8004 |
| さぬき市（税務課） | ☎ 087-894-1118 | 綾川町（税務課） | ☎ 087-876-5284 |
| 東かがわ市（税務課） | ☎ 0879-26-1216 | 琴平町（税務課） | ☎ 0877-75-6702 |
| 三豊市（税務課） | ☎ 0875-73-3006 | 多度津町（税務課） | ☎ 0877-33-1118 |
| | | まんのう町（税務課） | ☎ 0877-73-0104 |